

彦根市生涯学習推進構想に ついて

提 言

平成 20 年（2008 年）3 月 2 5 日
彦根市社会教育委員の会議

目 次

はじめに

彦根市における生涯教育の経緯 . . . 1

今後における生涯学習施策推進の方向と課題 . . . 2

生涯学習の啓蒙と生涯学習社会づくりの推進
生涯学習としての学校教育や生涯学習としての家庭教育の再生
前回（平成2年）提言の継承
県、大学、企業およびNPO等との協働関係確立
築城四百年祭からの学びと教訓
社会的課題や必要課題の重視

今後の施策における重点分野と方策 . . . 5

- 1 家庭と地域の教育力の向上
- 2 企業・事業所における生涯教育の推進と地域参加
- 3 健康づくりと生涯スポーツの振興
- 4 郷土の自然、歴史、文化の学習推進
- 5 国際教育・人権教育の推進

今後における行政機能の充実と推進体制の整備 . . . 12

- (1) 生涯学習推進本部の機能促進
- (2) 行政職員のコーディネート機能発揮
- (3) 官民総合的な情報システムの構築
- (4) 県施策、民間事業所、NPO等との連携、協働の促進

あとがき

彦根市生涯学習推進構想への提言

はじめに

戦後教育の功罪がいろいろと論ぜられ、次々と教育の改革が講じられてきたが、一昨年の教育基本法改正によって教育再生への新たな出発となった。そこで初めて教育の基本理念とも言える生涯学習の理念を明確に打ち出した。

それと機を一にして、本市でも生涯学習推進の基本構想を策定しようとされており、それを受けて私たち社会教育委員の会議も基本構想に対する提言を行なうこととし、二年間に渡って全体討議、小委員会討議など13回に及ぶ審議を行なってきた。

ここにその概要をまとめて以下の通り提言するものである。

彦根市における生涯教育の経緯

生涯学習が普及し始めた昭和60年代以降の経緯を、社会教育委員の会議が取り上げた内容をとおして概観してみると、

昭和61・62年度

「青少年の社会参加をすすめるための方策について」(答申)

昭和63・平成元年度

「彦根の生涯学習社会づくり構想」(提言)

平成2・3年度

「公民館の整備・運営のあり方について」(提言)

平成4・5年度

「現代的課題への対応と青少年の学校外活動の充実」(提言)

平成6年度

「生涯学習推進の中核としての(仮称)総合市民センターの運営のありかたについて」

平成7年度

「時代の変化に対応した社会教育のあり方について」(報告書)

平成8・9年度

「家庭・学校・地域社会の連携による青少年の健全育成について」(報告書)

平成10・11年度

「生涯学習社会をめざす地区公民館の今後の在り方について」(提言)

平成12・13年度

「幼児期の子育ての在り方について」(提言)

平成14・15年度

「今、大人たちは子どもたちに何を伝えるべきなのか」(提言)

平成16・17年度

「社会教育施設における市民参画型の運営について」(答申)

平成18・19年度

「彦根市生涯学習推進構想について」(提言)

これらを振り返ってみるとき、平成2年本会議提言の「彦根の生涯学習社会づくり構想」の中では、21世紀の彦根の将来像を「明日に向かって息吹のみなぎるまちづくり」として掲げ、教育分野においては「明日を拓く人を育むまちづくり」として、はじめて生涯教育の視点に立つ施策の展開を提言してきた。その背景には迫り来る少子高齢化、情報化、国際化といった社会の変化から生ずる課題に対応する課題が表れており、そこでは生涯学習推進体制の確立、社会教育施設の整備、拠点となる施設の整備、学習機会の提供などが提起の内容であった。

その後平成3年提言の「総合市民センター構想」を受けて「ひこね市文化プラザ」が建設され、平成6年提言の「学習情報提供システムの構築について ~ひこねっと~」を受けて「ひこねっと」が整備され、今日にいたるまで大きな役割を果たしてきた。最近では平成17年度に貝塚市の現地視察を行い、公民館運営における住民参画について学び、平成18年答申の「社会教育施設における市民参画型の運営について」では2年間の協議の成果を盛り込み、行政のありかたを提言するとともに地方自治法の改正を受けての指定管理者制度についても検討を行なった。

また、平成18年度は学社融合による「生涯学習まちづくり」の先進的自治体である静岡県掛川市を訪問し、一貫した理念に基づいた街のありとあらゆるところに生涯学習の考えが反映されている様子を学んだところである。前掛川市長の提言された「教育は人づくり」という理念に大いに共感するとともに本市の生涯学習構想にもつなげていきたいものと感銘させられた。

今後における生涯学習施策推進の方向と課題

生涯学習の啓発と生涯学習社会づくりの推進

わが国で「生涯学習」の言葉が普及し始めてから20年がたつ。この語がユネスコから世界に発信されたのは30年前にさかのぼる。しかし、「生涯学習」の意味がだんだんと矮小化されて本来の意味を失いかけてきている。教育はすべての人にかかわるもの、すべての人が享受するもの、だから教育は学校教育だけを指すものではないこと。教育は公民館等で学習している時だけではなく、働いている時も、旅行しているときも、その他すべての生活にかかわっているもの。教育は特定の人だけに関係するものではなくて、政治家も、経済人も、裁判官も、老人ホームのお年寄りも、病院の患者も、家庭の主婦もすべての人にかかわるものなのである。改正された教育基本法でも「生涯学習」を定義して、一人ひとりが自己の人格を磨くこととしているが、これが「生涯教育」であり「生涯学習」なのである。つまり「人間としての発達」「人間としての成長」「よりよい生き方の追求」こそ

が「生涯学習」の究極のねらいなのである。そして、みんなが教育を大切にする社会こそ「生涯学習社会」と言えるのである。

経済、政治、労働、文化、生活、スポーツとは別の世界に教育を置いてしまって、教育とは、業務に直接的にかかわる人たちのことであり、教育委員会のことであり、学習に参加している人のこととしたりするなどはまったく誤っていると言わなければならない。毎日のように報じられる目にあまる不祥事や非道極まりない残虐行為などは、「生涯学習社会」とは相反する状況なのである。また、地域の団体や組織など本来ならば加入や参加が当然とされていたものでさえ、「奉仕作業には出たくない」「役が当たると大変だから」などという個人的な理由から加入や参加を拒むなどの状況がいちじるしくなってきたが、これも平成15年の中央教育審議会やその翌年の同審議会生涯学習分科会が「生涯学習における新しい〈公共〉の視点」を強調されてきたように、また生涯学習社会とは言えない状況なのである。

今までややもすると、生涯にわたって人々の学習の機会と場が豊かに保障されている社会のみが「生涯学習社会」であるなどと狭くとらえてしまっただろうか。「生涯教育の理念」を矮小化させてはならない。

もう一度原点にかえつて、教育を大切にする事への啓発と生涯学習社会の構築に向けた努力を払っていかなければならない。

生涯学習としての学校教育や生涯学習としての家庭教育の再生

学校教育は生涯の一環であるとする「生涯学習の理念」は、この20年で学校教育の在り方を大きく変えた。開かれた学校を目指すことから、学校の施設、設備、機能が地域に開放されたり、地域の教育資源がたくさん導入されたり、学校教育が生涯学習の一環であることから、学校教育の独自性が追求され、基礎基本を明確にすることにも努力が払われてきた。大きな成果と言わなければならない。

こうした成果の反面、開かれることによって、学校はまたさまざまな問題を担うことにもなってきた。先にもふれたように、生涯学習はみんなのものにならないのに、教育の責任を特定の者に転嫁してしまうという状況が生まれ、学校教育の現場は想像以上に追い詰められているとも言われる。生涯学習の理念に立てば、市民のすべての者が「めだかの学校」であって、時に先生になったり、時に生徒になったりのギブアンドテイクでありそれが当然である。しかし、なぜか子弟の教育に携わる教職関係者となると、「いつでもどこでも先生」とされる伝統も手伝ってか、教育すべてを一人任せにしてしまう傾向がないとは言えない。「学校教育は生涯学習の一環である」とする理念をも崩しかねない。

さらに生涯学習とは、「ゆりかごから墓場まで」というだけの意味ではない。人間生活にかかわるすべての分野が教育にかかわることによって、それらの効果が統合していくことを意味している。教育を人任せにして学校や学校教育を疲弊させてはならない。

教育基本法で初めて家庭教育の項目が設けられ、「親や保護者は子の教育について第一義的責任を有する」としたことは画期である。このことはすでに世界人権宣言や、諸国の国

内法で明記されていたが、わが国ではいまいちあいまいであった。残念ながら、子たちの教育についての第一義的責任は学校の先生だと思っている者が今なお多いのではなかろうか。この規定の真意を理解するとともに、生涯学習の理念とも合わせて、人間としての基礎基本を培う家庭教育の在り方については改めて啓発が大切である。

前回（平成２年）提言の継承

前回の提言の中に次のような課題が挙げられている。「生涯学習を積極的・長期的に展開していくための条件として、市の行政全体が一丸となって事業に取り組める推進体制と、その体系化をはかり市民が積極的に参加できる生涯学習の機会づくりが望まれる。」と。

現状では、平成１７年度に本委員会が調査を行った結果、行政各部署においても、それぞれに必要な講座や学習の場を提供していることが分かった。いずれも生涯学習の機会提供である。教育機関と言われる社会教育施設とは関係なしに、別途にそれぞれが行なっているのである。体系化どころか、連携も協働もそこには見られないと言わなければならない。

また「地域にある公民館および主なものとして市民会館、図書館、博物館、体育センターなどの機能を総合的にとらえ、生涯学習の場としてふさわしく学習者への援助と環境を整えなければならない。それがための情報システム化の設備も望まれる。」と。

先述のようにひこねつとが整備され、市民に幅広く市の情報が提供されるようになった。しかし、情報の広域化や専門化が問われ、またタイムリーな情報を求めたいとする市民のニーズは高くなってきている。市民の共同参画ということからも民間活力の導入は必要であり、官民一体となった方法を創出する時期にきているのではないだろうか。

さらに「市民の生涯学習を推進するためには、市総合行政による推進体制の確立をはかり、市民参加の総合的な組織づくりをととのえ、生涯学習推進体制を確立しなければならない」と指摘している。

総合行政による推進体制については、古今東西絶えることなく指摘されてきたことであり、しかも年々その重要度も増してきている。福祉、ごみ、健康、青少年育成等々、自治体行政のどの課も、いくつとなく横断化の網がかかっているのが現状である。このように「専門化と総合化の両立」がますます重要になってきていることは医療の世界を見ても明らかなことであり、行政システムの在り方の高度な研究が求められる。まして、生涯学習の分野では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に定める教育委員会の職務権限規定をも崩しかねないほどの枠を超えた方策が全国的にも多くなってきただけに、生涯学習の推進にかかる行政機構の研究は急務のことと言わなければならない。われわれが一昨年視察した掛川市などの行政システムは一つの参考となるのではなかろうか。

県、大学、企業およびNPO等との協働関係確立

すべての市民の生涯学習を市の行政だけで担うことは不可能である。市民は同時に滋賀県民でもあり、県の施策の多くに依拠しつつ恩恵にも浴している。県と市が別の自治体行政だからと、分けて考える必要もないし大いに協力協働の関係で効率を高めたいものであ

る。市立図書館と県立図書館がコンピューターネットワークしていて、市に無い図書の場合、すかさず県に接続され、すばやく借用も可能になるなどは協力協働関係の圧巻でもある。

彦根地域15社の家庭教育協力企業やアカデミー講座なども、県の施策ではあるが、セクトにこだわらずきめ細かい協力協働のシステムを作り出し、成果の波及を期待する上からも情報の相互提供を行うべきではなかろうか。市民から見れば、国も県も市も同じ「お役所」なのである。

学府である国立大学法人滋賀大学や滋賀県立大学においても、法人化とともに地域との連携にさまざまな努力が払われてきている。企業や事業所も、地域や従業員の生涯学習を無視することはもはやできなくさえなっている。

以上のような新しい活力をどう総合化していくかは今後の大きな行政課題でもあると言わなければならない。

築城四百年祭からの学びと教訓

長年彦根に住んでいる私たちは、彦根城も、その町並みも当たり前前の風景として受け入れている。しかし平成19年度の築城400年祭行事にあたり、日本各地から大勢の観光客で賑わいを見せ、映画監督の山田洋次氏や画家・エッセイストの寺田みのる氏も来彦された。そして彦根の魅力について大いに語られたところであるが、市民にとっては、郷土を改めて見直すチャンスともなった。

芸術家としての二人は、単に城郭だけでなく、町並みや山、川、湖を含めて、これほど絵になるところは全国を見ても他市にはないことを強調されていた。世界遺産登録の件についても取り組みがすすめられているが、まちづくりの視点として築城四百年祭からの教訓は大切にしていきたいものである。

社会的課題や必要課題の重視

住民の学習ニーズはますます多様化してきている。それらに応えるためには、かりに県と市が合体しても行政だけでは不可能に違いない。ここでは少なくとも、今日的に避けては通れない社会的な課題とか市民の必要課題に限定して、その方策を提起していきたい。

今後の施策における重点分野と方策

1 家庭と地域の教育力の向上

(1) その背景

社会の基本単位である家庭の危機が叫ばれている。自己中心的な考えと自由のはきちがえや、核家族化によって伝統・文化や習慣が継承されないなどの実態がある。その影響が学校にも押し寄せ、学級崩壊や自己中心的な態度など児童・生徒の姿は家庭教育のそのままの姿として表出している。本来家庭教育は保護者の自覚と責任に委ねられるものであるが、社会規律・規範意識の低下により、逆に社会全体からの支援が求められるところまで

きている。また、地域も従来の互助機能が衰退し、住民相互の結びつきというコミュニティが成立しにくい状況となり、それとともに地域で子どもを育てるとか、地域の中で生きる力を育てるといった意識は希薄になってきている。

家庭教育の建て直しや大人の意識改革は喫緊の課題であり、市全体として考えなければならない。

<家庭における課題>

子育ての学習機会の活用が不十分

公民館や児童館などで定期的な子育ての学習の機会や保護者の話し合いの場があるが、参加者は固定化し、受動的な態度である傾向が強い。

世代間のコミュニケーション不足

情報が多く、生活様式が一変するなかで、三世同居が少なくなったこともあり、祖父母の子育て体験が次世代にうまく伝えられていない。また、三世代が同居をしても心が十分つながっていない家庭もあり、人間関係の歪みが身近なところで起きている。加えて若年結婚で社会的に未成熟な保護者への対応もなされなければならない。

家庭での子どもの生活習慣の崩れ

社会全体の生活が夜型の傾向にある中で、子どもの就寝時刻が遅くなり、それに伴い起床時刻も遅くなり朝食をとれない子どもが増えてきている。また、手作りの食事が少なくなるなど子育てにおいて利便性を求める傾向もふえてきている。

家族の精神的支柱の弱体化

物質的な豊かさを求めることに重きもたれ、家族が役割を果たしながらつながっているという意識が希薄になっている。家族の中で「これだけは大切にしていこう。」「これは守らなければならない。」という精神的な柱が弱まっている。

社会体験、自然体験の不足

個人的な都合が重視され、子ども会活動や地域行事が衰退している。地域における世代間のつながりが弱いので、叱られたり教えられたりすることを通して子どもが地域で育てられる機会が少ない。また、子どもが自由に遊べる3つの間(「空間」「時間」「仲間」)を奪われている。

情報化社会への対応の戸惑い

テレビ、ゲーム、インターネット、携帯電話などが日常生活に浸透している。長時間ゲームをすることによる生活習慣の乱れなどの認識が甘く、いじめ・非行などの一因になっている面もある。

<地域における課題>

地域のつながりの弱体化

家庭同様に地域のつながりが弱い。むしろ組織からの脱会や議論を避けるなどつながりを切っていこうとする傾向がある。責任が伴う役を煩わしいととらえ参加に消極的になるなど地域のコミュニティが弱体化している。

地域への愛着と誇りの希薄化

地域共同体の一員として、地域の子どもを地域で育てようとか、地域の老若男女が助

け合おうとか、みんなで安全で美しい町にしようとか、みんなで楽しめる行事にしようとかというような自分たちの町への愛着と誇りの気持ちが薄くなっている。

(2) 取組の主体

行政が主体となって、個人、家庭、学区の支援団体（青少年育成協議会など）、地域のボランティアへの支援プランが必要である。

<行政関係課> 子育て支援課、子ども青少年課、生涯学習課

(3) 支援策

<家庭に向けての支援>

入学前の子育て支援の充実

- ・学区の支援団体は保護者が思いを交流できるグループ育成を支援する。
- ・行政はリーダー育成とネットワークを整備する。

幼、小、中学生時の子育て支援の充実

- ・信頼関係の深い園、学校が学校教育との関連で家庭教育を啓発する。
- ・PTAの研修を工夫する。
- ・個別の悩みに応える公的な相談機関を充実する。

<地域に向けての支援>

地域での社会体験、自然体験の機会保障

- ・学区の支援団体が小・中学生に市民運動会、祭り、地藏盆などの地域行事に参画参加するようにはたらきかける。
- ・支援団体がこま回し大会、竹馬大会など自然物を活用した子どもに魅力のある企画を子どもとともに計画し、地域の人々と交流し、地域の自然に親しむようにする。

魅力ある地域活動の振興

- ・既存の祭りや新しいイベントを興し、多くの住民の交流の場とする。楽しさを共有することで地域への所属感と愛着心を育てる。
- ・既存の地域団体の活性化と同好の集いなどを支援し、それらを連携して地域の団体活動を振興する。

行政による地域リーダーの育成

- ・地域活動のリーダーを育成するとともにリーダーが連携する場をもち、既成の行事に魅力あるグループ活動を融合させ、住民参加を促す。

2. 企業・事業所における生涯教育の推進と地域参加

(1) その背景

欧米から広がったと言われるCSR（企業の社会的責任）の意識が最近いちじるしく高まってきている。またライフワークバランスを尊重する傾向も強まり、地域社会とのかわりや従業員の生涯学習が重視されてきている。

グローバルな地球温暖化、エネルギー問題、水・食糧資源、貧困問題ばかりでなく、いじめ、自殺、暴力、不登校等々の国内問題など深刻な多くの問題に対して、もはや企業も社会の一員としてこれらを見送って通ることはできなくなってきた。2003年は「CSR元年」とも呼ばれて、各企業とも何らかの社会貢献活動取り組もうと努力されている現状である。

「次世代育成支援対策推進法」の制定以来、国や地方公共団体ばかりではなく、雇用事業主にも子育てと職業の両立支援や社会貢献活動が求められている。既に多くの企業が教育や子どもにかかわる社会貢献活動を展開しており、滋賀県でも先にもふれたが、既に646社が家庭教育協力企業として活動されている。本市では福祉保健部子育て支援課が所管されていて、行動計画も策定されている。

学府である国立大学法人滋賀大学においても「滋賀大学産業共同センター」、「国際センター」、「地域連携センター」等が設置されていて、地域とのつながりに積極的な姿勢を示されている。滋賀県立大学では「交流センター」や例の琵琶湖塾を開設している「地域づくり調査研究センター」などめざましい活動が展開されている。

(2) 取組の主体

<行政関係課> 子育て支援課、生涯学習課、商工課

(3) 支援策

行政は平素より企業・事業所等とのコミュニケーションをはかり、児童・生徒らの職場体験受け入れ奨励とその支援につとめる。

企業・事業所と学校との交流促進をはかり、人材派遣、指導教材の提供、勤労意欲の増進等に資するための支援につとめる。

企業・事業所における親たちが、PTA活動や授業参観などに積極的に参加できるよう、その奨励と支援につとめる。

家庭教育協力企業（県事業）とも協力しその効果や成果を広く波及させるための支援を行なう。

ライフワークバランスの重要性や意義が理解され、その実現に向けて努力できるよう支援を講じる。

3 健康づくりと生涯スポーツの振興

(1) その背景

すべての市民が健康で文化的な生活を営むために生涯スポーツは欠かすことができない。しかし現状ではスポーツに対する志向が多様化しており、そのため市民ニーズにきめ細かに対応する事業の展開が困難になっている。一定のレベルに到達した層の自立した活動を促進し、スポーツに関心をもっている層の掘り起こしやビギナー（初心者）へのサポートに力点をおいていく必要がある。生涯スポーツにおいては「『だれでも、どこでも、いつで

も、いつまでも』スポーツに親しむことができる」ことをめざしている。高齢者社会が到来し、ノーマライゼーションの思想が定着してきている中で高齢者スポーツや障害者スポーツを視野に入れた生活スポーツの構築も必要である。

健康づくりのためにスポーツに親しむとは言え、社会生活の変化とともにその基となる身体そのものが蝕まれている現状も無視できなくなってきた。健康な一生涯を営む上において食育、メンタルヘルスへの意識改革とその実践が改めて問い直されてきている。食は生きることと密接なつながりを持ち、食の安全性に対する関心も高まりその対処が重要視されてきている。

また、社会構造の変化や複雑な人間関係により、心を病む人が増えている。滋賀県下においては平成 18 年度の不登校児童生徒数が約 1700 名おり、その在籍率が全国の水準を上回っているデータが示されている。国全体に目を向けてもひきこもりや鬱で悩む人たちの増加、年間の自殺者が 3 万人を超える実態など社会的な課題としてクローズアップされている。こうした今日の現状を一人ひとりが認識するとともに、その背景にある精神疾患、精神障害、発達障害等について家庭や地域、職場で正しく理解されることが必要である。ストレスの多い現代社会では誰もが心身のバランスを崩す可能性があり、身近な問題としてメンタルヘルスの重要性を認識した上で具体的な対策・支援を講じていくことが求められている。

(2) 取組の主体

行政（教育委員会、福祉部局）は市民への情報提供・啓発、活動意欲が高まる環境整備を行うとともに、活動の拠点としての公民館や NPO、医師会など関係諸団体、企業などとも連携できるようコーディネート役のイニシアティブをとることが大切である。

<行政関係課> 保健体育課、生涯学習課、健康管理課、介護福祉課、市立病院

(3) 支援策

<生涯スポーツの視点から>

『だれでも』『どこでも』『いつでも』『いつまでも』親しむことができるスポーツの実現・歩くことをきっかけに体を動かす機会をつくる。(ウォーキングマップやカードの工夫)

現存する施設の効果的活用

・地域にある小学校から中、高校、大学の施設の機能の見直しと活用

地域リーダーの掘り起こしと育成

・地域で様々なスポーツを指導できる人材を発掘し、活かす取組を推進する。

<健康づくりの視点から>

健康づくりに関する情報提供

・広報ひこねやひこねっとにより情報提供を図る。

地域の健康推進委員等による支援

・生活習慣病だけでなくメンタルヘルスについても理解をひろめることができる体制を整える。地域における健康づくりのアドバイザーとして市民と積極的にコミュニケー

ションを図るとともに、うつ病、社会不安障害、認知症等の予防や悪化を防ぐために、それらの課題を抱える人や家族のよき理解者となる。

関係機関、企業との連携

- ・医師会とタイアップを図り、市立病院の中に全市民を対象にした生活習慣病、メンタルヘルスに関する講座を立ち上げるなどの事業を展開する。
- ・健康に関する事業を展開する企業と連携を図り、スポーツ少年団や運動クラブを対象に熱中症予防講座などを開催し、企業のもつノウハウを学校を中心にして市民に還元する。

市民の実態やニーズにあった学習会の場の提供

- ・受身的な講演にとどめるのではなく、地産地消をテーマに地元の素材を生かした体験的な料理教室を開催して五感を通して学ぶ場を設ける。

4 郷土の自然、歴史、文化の学習推進

(1) その背景

本市は自然・歴史・文化において非常に恵まれているが、市民がその良さをどれだけ共有できているかといえは未知数の部分がある。既に藩政時代から「彦根文化」と称されるほどに全国的に見ても稀なほど高いレベルの文化と教育が存在したと言われる。あの朝鮮通信使の紀行文にも「この地方の風俗は文華を喜ぶこと他州に倍す」と誉めたたえているほどである。まさに生涯学習社会のルーツと言わなければならない。

しかしながら、地域の歴史・文化伝承の機会が減少し、高齢者と子どもとの結びつきも弱くなっている。身近なところでは地域がもっていた教育力が衰退し、長年にわたって継承されてきたよさが見えにくくさえてきている。

また、子どもの生活体系の変化は遊びにも影響を及ぼし、安全面が強調されることによって自然との距離感が大きく広がっている。バーチャル化の傾向は拍車がかかり今後ますます実体験を伴わない子どもが増えてくることが危惧される。

地球温暖化が河川や田畑などの自然環境、景観に大きく影響を及ぼし、3R（抑制、再使用、再資源化）に代表される取り組みが盛んに叫ばれるようになり、少しずつ市民にも浸透しつつあるが、さらに踏み込んで身近なところから何ができるかを考える意識改革が求められる。環境教育については大人への啓発の機会が少ないことから、学校教育を窓口にして現状認識と行動改革を推進していかなければならない。

(2) 取組の主体

学校関係、社会教育施設、地域の諸団体、企業・事業所、ボランティアはもちろんのこと、住民一人ひとりが主体意識を持たなければならない。こうした総合的な取り組みができる支援が行政関係課に求められる。

< 行政関係課 > 生涯学習課、学校教育課、文化財課、市史編さん室、生活環境課、農林水産課、道路河川課、

(3) 支援策

自然の中での体験学習の推進

- ・家庭や職場などで日常生活において自分にできる環境保護の実践化を奨励する。
- ・ボランティアなどを母体とした NPO と連携し環境保全活動の推進に努める。
- ・学校を自然体験の窓口・環境学習啓発の場と位置づけ、小学校から高校、大学まで体系的な環境教育に取り組む。子どもの学びの場に保護者も参加して幅広い年齢層に自然の大切さを認識してもらうための支援につとめる。

地域を広く理解するための学習の推進

- ・地域のために尽力した先覚者の見直し、郷土の歴史などを学ぶ機会の提供、体験マップづくり、歴史散策ウォーキング、寺院や史跡めぐり等々郷土の歴史と文化を学ぶためのノウハウや機会と場の提供など学校や地域への支援につとめる。

彦根の伝統文化に対する再認識と伝承

学校、図書館、博物館等の教育機関が中心となって、伝統文化の伝承に努めていかなければならない。俳人森川許六、茶人井伊直弼、書家日下部鳴鶴、歌人木俣修等々はその崇敬者が全国に及ぶ郷土輩出の大偉人である。市民がいつでも身近に彼らの業績や生きざまに学べるよう機会と場が整備されなければならない。

環境問題に関する教育・啓発の推進

今や環境の問題は幼少期から高齢者に至るまで避けては通れない多くの教育課題をつきつけている。豊かな自然と古い歴史を備えてきた近江の国であるだけに、その恵まれてきた空気、水、土を守るための知識、技能、態度を身につけなければならない。すべての教育機関、すべての施設、すべての事業所、すべての地域が手をつなぎ、何から始めるか、どのようなエコ学習をおこなうか等については、行政が NPOらと協働しながらきめ細かな支援プログラムを用意していくことが必要である。

5 . 国際教育・人権教育の推進

(1) その背景

サンフランシスコ平和条約の発効とともに外国人となった朝鮮、台湾の人々とともに、1980年以降の中国帰国者、定住難民、南米からの日系人労働者、アジア・中近東からの外国人労働者などその数は年ごとに増加している。海外からの来訪者も増えてきている。本市においても例外ではない。

逆に、わが国にも海外移民の歴史があり、ハワイ、北米、南米、東南アジア、満州などに100万人の日本人が移住労働者として国を離れていったのである。世界人権宣言では「すべての人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。」「すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。」と述べ、憲法でもこのことを謳っている。こうした中で、生活保障や人権保障を考慮するのはもちろん、共に生き共に認めあえる共生社会を築いていくことは、

すべての者にとつての重要な課題と言わなければならない。すでに本市でも、「外国籍市民施策懇談会」や「外国籍市民施策調整会議」が設置され、新たな方策も打ち出されてきているが、異文化や異文化をもつ人々と共生する力を育むために、学校教育、社会教育を問わず、国際教育・人権教育の推進を図っていかなければならない。

近年は外国籍の人たちにとって、NPOの活動や人権条約批准による社会意識の向上もあって、以前とは事情は変わってきたとも言われるが、しかし子どもの不就学の問題、母語やアイデンティティーの問題、生活支援の問題、医療の問題、地域での交流の問題など課題はなお多いのが現状である。

さらに、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障害者などに関する様々な人権問題に対しても、今までの取り組みを踏まえて新たな人権教育を構築していかなければならない。この分野においては、別途推進本部があり審議会も設置されていて、すでに本市の人権施策推進基本方針が策定されたところである。

(2) 取組の主体

学校(園)ならびに社会教育諸施設は教育・啓発および交流活動の拠点として位置づけ推進委員会などを設けてプログラムの研究とその実践に努める。

行政は学校(園)ならびに社会教育諸施設に対して必要適切な情報提供に努める。

<行政関係課> 学校教育課、生涯学習課、市民交流課、人権政策課、人権教育課

(3) 支援策

NPOや支援団体の育成と情報の提供

学校における受入れの問題、偏見差別の問題、母語の問題、学力と高校進学の問題、不就学の問題等々に対する対処と支援

社会教育諸施設における事業や活動への案内および積極的に国際交流を促進するための行事や講座(外国語講座、料理教室など)の開設

学校教育、社会教育における多文化共生社会をめざした国際教育の推進

今後における行政機能の充実と推進体制の整備

前記の各項で述べてきた支援策は、決して単一の部局で対応しきれものではない。行政の新たな役割や推進体制について次のように提起したい。

(1) 生涯学習推進本部の機能促進

先にみてきたように、生涯学習社会とは、まさに社会全体が教育体系を提供する責任を負うことであるだけに、その分野は限りなく広がってくる。行政の一部局で対応できるものではない。

そこで本市においては、先にもふれたように、平成2年の提言・平成3年の推進構想にもとづいてその翌年生涯学習推進本部が設置され今日に至っている。副市長を本部長、教

育長を副本部長とし、複数の部局で構成されている。各部局の基幹課で幹事会も設けられている。市長もしくは副市長を本部長とする推進本部制度は、他の分野では同和対策、次世代育成支援対策、男女共同参画社会づくりなどの関係にも見られる。

本会議の前回答申（平成16年）時に行なったアンケートでも明らかのように、各部局においてはそれぞれに生涯学習の機会を提供されており、いよいよ推進本部の機能発揮が大切となってくる。全体の把握、相互の調整、相互の支援、情報の発信等が円滑に行われ、無駄のない実効性を高めていかなければならない。当然生涯学習課はその中核とリーダーシップを担っていくこととなる。行政全体の動きばかりか、市民ボランティアの活動把握も期待が高まってきている。本部としての機能促進は必須である。

（２）行政職員のコーディネート機能発揮

近年における民間事業所、NPO、ボランティア等の活動は目覚ましく、生涯学習の分野においても昭和期とは比較にならないほど活発化してきたことは喜ばしいことである。いわゆる行政主導と社会教育関係団体を中心としてきた戦後社会教育の長い時代が終わり、新しい時代を迎えていると言うこともできよう。

生活、労働、文化のあらゆる面にわたって、すべてが専門化、多様化していく時代にあっては、生涯教育の専門家などというのはあり得ないことである。たとえ専門的教育職員と言われる社会教育主事ですえ、限られた人数でその任務を遂行するのは容易なことではない。

したがって、むしろこれからは行政職員一人ひとりのコーディネート能力が大きな力となってこなければならない。それは特別のスタッフというのではない。すべての職員が、さまざまの民間事業所、NPO、ボランティア、団体等と豊かなコミュニケーションをはかりつつ、情報を収集し提供し、人材を発掘し結び、活動を組織していく能力こそ強く求められるのではないか。それは必ずしも多分野にわたる専門家たる必要はない。むしろ行政公務員としての本来的な資質でもあると考えたい。全職員が、それぞれの分担業務を通じてこのようなコーディネート能力を発揮していくことにより、先の五つの重点課題も実を結んでいくものと考えられる。ましてや財政事情の厳しい折には、人力こそ最大の力とならなければならない。

（３）官民総合的な情報システムの構築

平成6年の「ひこねっと」や「こどもひこねっと」の開始によって画期的な情報提供の場がもたらされ、生涯学習社会にふさわしい学習環境の実現をみる事ができた。インターネットを介してのネットワークも始まり当時としては先進的でもあった。県においても「におねっと」が設けられ、膨大な学習情報がいつでもどこからでも入手できるようになった。

しかし、市民の学習ニーズはいよいよ多様化するばかりか、高度化してきており、また市内の身近な情報に暗かったりして、必ずしも情報のシステム化がうまくいっているとは言い難い。リンク情報があるものの、それらは行政が主体であって、民間の情報は

なかなか得られにくい。短歌を学びたいが、どこに尋ねたらいいのか、茶道の入門を願う時、どこへ照会したらいいのかなどになるとさっぱりと要を得ない。「琵琶湖塾」にしても「おうみ未来塾」にしても、街の駅「寺子屋力石」のこともどうして知るのかなかな分らない。ややもすると行政担当課の事業をアピールすることに主眼が置かれている感じすらしないでもない。それに行政機構の再編もあって「学習情報コーナー」はなくなってしまったし、公民館の講座やサークルのページすら見られない状況である。

これからは、高島市のように市民参画型のネットワーク構築や、官民総合の第三セクター的な情報基地が必要ではなからうか。どこまでも、民間のすばらしい取り組みをも含めた浅くても広い分野別の窓口ガイドができる程度の情報提供が欲しいのである。教育機関と言われる学校、公民館、博物館、図書館などは相互を結ぶシステムが必要である。

市民のアンケートによると、情報入手の最も多いのは広報ひこねであることがわかる。しかし、市の広報紙も行政情報で満載であり、スペースにも極めて限界があることを考えると、民間情報を加えるなどは期待すべくもない。ひこねっとの格段の整備と専門関係者の配置が緊要である。

(4) 県施策、民間事業所、NPO等との連携・協働の促進

県の施策や民間教育事業所、NPO、大学、企業等との協働関係を強化していくことが必要である。今や民間との連携協働はすべての自治体が志向するところであり、自治体の中には「連携・協働課」を設置しているところも少なくはない。

自治体だけでは提供できない多様なサービスの提供、行政とNPOとの対等なパートナーシップの構築などを目指して、そのありかたをどこともが探究していると言える。

生涯学習の分野においても、大いに連携協働をすすめ、多様で豊かな情報を収集し、それらを市民に還元していくことが求められている。同時にまた、行政側としても、団体の組織運営能力の向上や事業実施能力の向上や人材育成に対して支援を行なっていくことを怠ってはならない。

こうした努力の積み上げこそ、地域の再生や真の生涯学習社会の構築につながるものである。

あとがき

以上私たちは国や県の動向にも目を向けながら一つの提言を行ってきた。昔のように、全て行政に依存する時代は終わり、民間との協働による新しい「公共」の在り方が問われるようになってきたが、社会的な課題に対しても社会貢献活動をやりたいとする市民のニーズは確実に高まってきている。このような時代だからこそ、これにふさわしい推進構想、推進計画が今求められていると言わなければならない。